

学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正（2025 年 2 月 21 日九州旅客鉄道株式会社公告第 13 号）

学校及び救護施設指定取扱規則（1987 年 4 月 1 日九州旅客鉄道株式会社公告第 3 号）の一部を次のように改正し、2025 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 2 条、第 3 条及び第 4 条第 2 項第 2 号の改正規定は 2019 年 4 月 1 日から、第 4 条第 2 項第 3 号の改正規定は 2022 年 4 月 1 日から、第 15 条第 1 項及び第 3 項並びに第 19 条第 1 項の改正規定は 2024 年 4 月 1 日から適用します。なお、第 4 条第 2 項第 3 号の改正に伴い、面接授業会場の指定変更を行う場合は 2025 年 4 月 1 日から面接授業会場の指定変更を施行します。

現行	改正
(前略)	(前略)
(指定学校等の定義)	(指定学校等の定義)
第 2 条 この規則において「指定学校」とは、次の各号の 1 に該当する施設をいう。	第 2 条 この規則において「指定学校」とは、次の各号の 1 に該当する施設をいう。
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条の規定による小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあっては、当社の指定を受けた学校に限る。	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条の規定による小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあっては、当社の指定を受けた学校に限る。
(中略)	(中略)
(4) 外国の大学、大学院又は短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第 1 項第 4 号、 <u>第155条第 2 項第 6 号</u> 又は第156条第 3 号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定したものであって、当社の指定を受けた学校	(4) 外国の大学、大学院又は短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第 1 項第 4 号、 <u>同条第 2 項第 7 号</u> 又は第156条第 3 号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定したものであって、当社の指定を受けた学校
(中略)	(中略)
2 この規則において「指定学校の学生・生徒・児童又は幼児」とは、次の各号に掲げる指定学校の部科等（以下「部科」という。）に在学し、教育を受ける者をいう。	2 この規則において「指定学校の学生・生徒・児童又は幼児」とは、次の各号に掲げる指定学校の部科等（以下「部科」という。）に在学し、教育を受ける者をいう。

現行	改正
(1) 前項第1号に規定する学校の場合 学校教育法の定めによる通常教育課程を行う部科。ただし、単位制高等学校教育規程（昭和63年文部省令第6号。以下「単位制高等学校教育規程」という。）第9条に規定する科目履修生は除く。 (2) 前項第2号に規定する学校及び同項第3号に規定する学校で、学校教育法第134条の規定によるものの場合 学校教育法施行規則等当該学校の設置に関する法令に規定する部科 (中略) (4) 前項第4号に規定する学校の場合 学校教育法施行規則第155条第1項第4号、<u>第155条第2項第6号</u>又は第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定する課程 (5) 前項第5号に規定する学校の場合 当社が指定した課程 (指定学校としての指定条件) 第3条 前条第1項第1号ただし書及び第2号の学校についての指定学校としての指定は、設立の告示があった学校であって、次の各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。 (中略) 2 前条第1項第3号の学校についての指定学校としての指定は、次の各号に定めるところにより、前項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた学校について行う。 (1) 学校教育法第124条の規定によって設立した私立学校にあつては、監督庁	(1) 前項第1号に規定する学校の場合 学校教育法の定めによる通常教育課程を行う部科。ただし、単位制高等学校教育規程（昭和63年文部省令第6号）第9条に規定する科目履修生は除く。 (2) 前項第2号に規定する学校及び同項第3号に規定する学校で学校教育法第134条の規定によるものの場合 学校教育法施行規則等当該学校の設置に関する法令に規定する部科 (中略) (4) 前項第4号に規定する学校の場合 学校教育法施行規則第155条第1項第4号、<u>同条第2項第7号</u>又は第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定する課程 (5) 前項第5号に規定する学校の場合 当社が指定した課程 (指定学校としての指定条件) 第3条 前条第1項第1号ただし書及び第2号の学校についての指定学校としての指定は、設立の告示があった学校であって、次の各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。 (中略) 2 前条第1項第3号の学校についての指定学校としての指定は、次の各号に定めるところにより、前項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた学校について行う。 (1) 学校教育法第124条の規定によって設立した私立学校にあつては、監督庁

現行	改正
の認可を得ていること。 (2) 学校教育法第134条の規定によって設立した私立学校にあっては、監督庁の認可の日、開校の日のいずれかの日から1箇年を経過していること。 3 前条第1項第4号の学校についての指定学校としての指定は、学校教育法施行規則第155条第1項第4号、<u>第155条</u>第2項<u>第6号</u>又は第156条第3号の規定により文部科学大臣の指定を受け、第1項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた学校について行う。 4 前条第1項第5号の学校についての指定学校としての指定は、第1項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた場合に行う。 (指定の申請) 第4条 学校の代表者は、第2条第1項第1号ただし書又は第2号から第5号までに規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を、学校所在地もより駅に関わらず、モビリティ・サービス部門長に提出するものとする。この場合、分校にあっては、本校とは別個の学校として申請するものとする。 2 学校指定申請書類は、次のとおりとする。 (1) 学校指定申請書 書式 (書式省略) (2) 設立の告示、認可書又は学校教育法施行規則第155条第1項第4号、<u>第155条</u>第2項<u>第6号</u>又は第156条第3号の規定による文部科学大臣の指定の告示の写（以下これらを「設立認可書等」という。） (3) 学則 監督庁に届け出ずみのものであって、次の事項が記載されているもの。ただし、学則中にこれらの事項が記載されていないときは、これに代る書類を学則に添付するものとする。 イ 修業年限・学年・学期及び授業を行わない日（休業日）に関する事項	の認可を得ていること。 (2) 学校教育法第134条の規定によって設立した私立学校にあっては、監督庁の認可の日、開校の日のいずれの日から1箇年を経過していること。 3 前条第1項第4号の学校についての指定学校としての指定は、学校教育法施行規則第155条第1項第4号、<u>同条</u>第2項<u>第7号</u>又は第156条第3号の規定により文部科学大臣の指定を受け、第1項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた学校について行う。 4 前条第1項第5号の学校についての指定学校としての指定は、第1項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた場合に行う。 (指定の申請) 第4条 学校の代表者は、第2条第1項第1号ただし書又は第2号から第5号までに規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を、学校所在地もより駅に関わらず、モビリティ・サービス部門長に提出するものとする。この場合、分校にあっては、本校とは別個の学校として申請するものとする。 2 学校指定申請書類は、次のとおりとする。 (1) 学校指定申請書 書式 (書式省略) (2) 設立の告示、認可書又は学校教育法施行規則第155条第1項第4号、<u>同条</u>第2項<u>第7号</u>又は第156条第3号の規定による文部科学大臣の指定の告示の写（以下これらを「設立認可書等」という。） (3) 学則 監督庁に届け出ずみのものであって、次の事項が記載されているもの。ただし、学則中にこれらの事項が記載されていないときは、これに代る書類を学則に添付するものとする。 イ 修業年限・学年・学期及び授業を行わない日（休業日）に関する事項

現行	改正
(中略)	(中略)
へ 第2条第1項第1号ただし書の学校が高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条に規定する面接指導、<u>大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第3条又は短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）第3条に規定する面接授業（以下これらを「面接授業」という。）</u>を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、当該<u>面接授業を行う施設</u>名（呼称がある場合）、住所、連絡先及びもより駅に関する事項 (4) 部科別の在籍生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類 (5) 1週間に行う部科別の授業科目及び授業時間数を記載した書類 (6) 学校所在地のもより駅及び当社線利用の状況を記載した書類 (中略) (指定期間の限定) 第6条 第2条第1項第1号ただし書に規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であって、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程を指定学校として指定する場合及び<u>同条同項</u>第2号から第5号までに規定する指定学校としての指定は、期間を限定して行う。 (中略) (指定部科としての追加申請及び指定変更の申請) 第8条 指定学校が、既に指定されている部科以外の部科について指定部科として追加指定を受けようとする場合及び学則の変更によりその既指定部科の	へ 第2条第1項第1号ただし書の学校が高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条に規定する面接指導<u>又は</u>大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第3条<u>若しくは</u>短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）第3条に規定する面接授業（以下これらを「面接授業」という。）を在籍校所在地と異なる場所（<u>高等学校の通信制の課程にあっては、高等学校通信教育規程第3条第1項1号に規定する面接指導等実施施設に限る。</u>）（以下、<u>在籍校所在地と異なる場所において面接授業を行う施設を「面接授業会場」という。</u>）で行う場合は、当該<u>面接授業会場</u>名（呼称がある場合）、住所、連絡先及びもより駅に関する事項 (4) 部科別の在籍生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類 (5) 1週間に行う部科別の授業科目及び授業時間数を記載した書類 (6) 学校所在地のもより駅及び当社線利用の状況を記載した書類 (中略) (指定期間の限定) 第6条 第2条第1項第1号ただし書に規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であって、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程を指定学校として指定する場合及び<u>第2条第1項</u>第2号から第5号までに規定する指定学校としての指定は、期間を限定して行う。 (中略) (指定部科としての追加申請及び指定変更の申請) 第8条 指定学校が、既に指定されている部科以外の部科について指定部科として追加指定を受けようとする場合及び学則の変更によりその既指定部科の

現行	改正
内容に変更を生じた場合は、当該学校の代表者は、次の書式による学校指定変更願をモビリティ・サービス部門長に提出するものとする。	内容に変更を生じた場合は、当該学校の代表者は、次の書式による学校指定変更願をモビリティ・サービス部門長に提出するものとする。
(中略)	(中略)
3 指定学校が、校名・部科名・所在地・もより駅・面接授業施設等に変更を生じたときは、当該学校の代表者は、前各項の規定に準じ、すみやかに指定変更願を提出するものとする。	3 指定学校が、校名・部科名・所在地・もより駅・面接授業会場等に変更を生じたときは、当該学校の代表者は、前各項の規定に準じ、すみやかに指定変更願を提出するものとする。
(中略)	(中略)
(学割証の発行方)	(学割証の発行方)
第11条 指定学校の代表者は、学割証を学生又は生徒に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押したうえ、交付するものとする。	第11条 指定学校の代表者は、学割証を学生又は生徒に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押したうえ、交付するものとする。
(1) 発行番号 (2) 学校種別又は指定番号 (3) 部科及び学年 (4) 学生証、生徒証又は児童証（以下「証明書」という。）の番号 (5) 氏名及び年齢 (6) 有効期限（通信による教育を行う学校にあっては、有効期間） (7) 発行年月日 (8) 学校所在地（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。） (9) 学校名 (10) 学校代表者氏名	(1) 発行番号 (2) 学校種別又は指定番号 (3) 部科及び学年 (4) 学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号 (5) 氏名及び年齢 (6) 有効期限（通信による教育を行う学校にあっては、有効期間） (7) 発行年月日 (8) 学校所在地（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業会場又は試験会場の所在地を含む。） (9) 学校名 (10) 学校代表者氏名
2 前項に掲げる学割証を交付する場合の記入事項の記入方は、次の各号の例によるものとする。以下この章中通学証明書及び証明書についてもまた同じ。	2 前項に掲げる学割証を交付する場合の記入事項の記入方は、次の各号の例によるものとする。以下この章中通学証明書及び証明書についてもまた同じ。
(1) 前項第2号に規定する学校種別又は指定番号の記入方は、次の例による	(1) 前項第2号に規定する学校種別又は指定番号の記入方は、次の例による

現行	改正
ものとする。 (例) 第2条第1項第1号の学校 「高等学校」 同条同項同号ただし書に規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であって、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程 「広高東京1」 同条同項第2号の学校 「準東京1」 同条同項第3号の学校 「大 阪2」 同条同項第4号及び第5号の学校 「外東京3」 (中略) (通学証明書の発行方) 第15条 指定学校の代表者は、通学証明書を学生・生徒・児童又は幼児に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、通学証明書発行台帳に対して契印を押したうえ、交付するものとする。 (1) 発行番号 (中略) (9) 証明書番号 (10) <u>有効期限</u> (11) 発行年月日 (中略) 3 卒業する予定の学生・生徒・児童又は幼児に対する通学証明書及び旅客規則第38条第1項第4号に規定する割引の通学定期乗車券を発売する高等専門学校第3学年の学生に対する通学証明書の交付は、当該学年の終期まで行う	ものとする。 (例) 第2条第1項第1号の学校 「高等学校」 同号ただし書に規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であって、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程 「広高東京1」 同項第2号の学校 「準東京1」 同項第3号の学校 「大 阪2」 同項第4号及び第5号の学校 「外東京3」 (中略) (通学証明書の発行方) 第15条 指定学校の代表者は、通学証明書を学生・生徒・児童又は幼児に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、通学証明書発行台帳に対して契印を押したうえ、交付するものとする。 (1) 発行番号 (中略) (9) 証明書番号 (10) <u>卒業予定年月日</u> (11) 発行年月日 (中略) 3 卒業する予定の学生・生徒・児童又は幼児に対する通学証明書及び旅客規則第38条第1項第4号に規定する割引の通学定期乗車券を発売する高等専門学校第3学年の学生に対する通学証明書の交付は、当該学年の終期まで行う

現行	改正
ことができる。ただし、学年の終期前に発行する通学証明書の有効期間が学年の終期をこえるものにあつては、その有効期限欄に学年の終期を赤書きしなければならない。 (中略) 7 通信による教育を行う学校の学生又は生徒に交付する通学証明書は、面接期間又は試験期間に有効なものに限るものとし、通学証明書の通学定期乗車券の有効期間は、面接期間又は試験期間の終期以後1箇月をこえるものを記入しないものとする。ただし、通信による教育を行う学校のうち、放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生に対しては、通学証明書を交付しない。 (中略) (証明書の発行方) 第19条 指定学校の代表者は、証明書を学生・生徒・児童又は幼児に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、証明書発行台帳に対して契印を押したうえ、交付するものとする。 (1) 番号 (中略) (10) 学校代表者氏名 2 指定学校の代表者は、証明書を交付した後記載事項に異動を生じたときは、直ちに訂正し、常に正しいものを携帯させるものとする。 3 指定学校の代表者は、学生・生徒・児童又は幼児に新たな証明書を交付したときは、旧証明書を回収し、学生・生徒・児童又は幼児が卒業・退学等によつ	ことができる。ただし、学年の終期前に発行する通学証明書の有効期間が学年の終期をこえるものにあつては、その卒業予定年月日欄に学年の終期を赤書きしなければならない。 (中略) 7 通信による教育を行う学校の学生又は生徒に交付する通学証明書は、面接<u>授業</u>期間又は試験期間に有効なものに限るものとし、通学証明書の通学定期乗車券の有効期間は、面接<u>授業</u>期間又は試験期間の終期以後1箇月をこえるものを記入しないものとする。ただし、通信による教育を行う学校のうち、放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生に対しては、通学証明書を交付しない。 (中略) (証明書の発行方) 第19条 指定学校の代表者は、証明書を学生・生徒・児童又は幼児に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、証明書発行台帳に対して契印を押したうえ、交付するものとする。 (1) 番号 (中略) (10) 学校代表者氏名 <u>(11) 卒業予定年月日。ただし、通学定期乗車券購入兼用の証明書に限る。</u> 2 指定学校の代表者は、証明書を交付した後記載事項に異動を生じたときは、直ちに訂正し、常に正しいものを携帯させるものとする。 3 指定学校の代表者は、学生・生徒・児童又は幼児に新たな証明書を交付したときは、旧証明書を回収し、学生・生徒・児童又は幼児が卒業・退学等によつ

現行	改正
て学籍を失ったときは、直ちに証明書を回収するものとする。 4 第11条第3項、第4項、第6項及び第15条第2項の規定は、証明書の発行方について準用する。 (中略) (指定救護施設としての指定条件) 第22条 指定救護施設としての指定は、次の各号の条件を具備し、当社が適当と認めたものについて行う。 (1) 都道府県立及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）立の施設にあっては、設立の告示を示したものであること。 (中略) (指定) 第24条 当社は、前条の規定による指定の申請があった場合は、これを審査し、指定を適当と認めるものについては、指定救護施設として指定し、当該施設の長にその旨を通知する。 2 前条の規定による通知は、第21条第1号の施設については、当該施設が都道府県立のものであるときは都道府県知事、市町村立若しくは私立のものであるときは関係都道府県知事（指定都市立のものにあっては、市長）を経由して当該施設の代表者に、同条第2号の施設については、法務省矯正局長、同条第3号の施設については、法務省保護局長に対して行う。 (中略) (旅客運賃割引証・通学証明書等の不正発行等に対する取扱い) 第36条 旅客規則第29条及び同第31条の規定による旅客運賃割引証並びに旅客	て学籍を失ったときは、直ちに証明書を回収するものとする。 4 第11条第3項、第4項及び第6項並びに第15条第2項の規定は、証明書の発行方について準用する。 (中略) (指定救護施設としての指定条件) 第22条 指定救護施設としての指定は、次の各号の条件を具備し、当社が適当と認めたものについて行う。 (1) 都道府県立又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）立の施設にあっては、設立の告示を示したものであること。 (中略) (指定) 第24条 当社は、前条の規定による指定の申請があった場合は、これを審査し、指定を適当と認めるものについては、指定救護施設として指定し、当該施設の長にその旨を通知する。 2 前項の規定による通知は、第21条第1号の施設については、当該施設が都道府県立のものであるときは都道府県知事、市町村立又は私立のものであるときは関係都道府県知事（指定都市立のものにあっては、市長）を経由して当該施設の代表者に、同条第2号の施設については、法務省矯正局長、同条第3号の施設については、法務省保護局長に対して行う。 (中略) (旅客運賃割引証・通学証明書等の不正発行等に対する取扱い) 第36条 旅客規則第29条及び同第31条の規定による旅客運賃割引証並びに旅客

現行	改正
規則第36条の規定による通学証明書又は旅客規則第170条の規定による証明書を、発行者が使用資格者以外の者<u>又は</u>旅客規則第24条の規定により割引乗車券類の発売を停止された者に対して発行したとき<u>若しくは</u>その他正規に反する取扱いを認めたときは、当社はその学校又は施設に対して次の各号に定める措置を行うことがある。 (1) 当該学校が第2条第1項第1号本文に規定する学校の場合は、当社が定める相当の期間、指定学校として取り扱わない。 (2) 当該学校又は施設が第5条本文又は第24条第1項の規定により、当社の指定を受けた学校又は施設である場合は、この指定を取り消すことがある。 (以下略)	規則第36条の規定による通学証明書又は旅客規則第170条の規定による証明書を、発行者が使用資格者以外の者<u>若しくは</u>旅客規則第24条の規定により割引乗車券類の発売を停止された者に対して発行したとき<u>又は</u>その他正規に反する取扱いを認めたときは、当社はその学校又は施設に対して次の各号に定める措置を行うことがある。 (1) 当該学校が第2条第1項第1号本文に規定する学校の場合は、当社が定める相当の期間、指定学校として取り扱わない。 (2) 当該学校又は施設が、<u>第</u>5条本文又は第24条第1項の規定により、当社の指定を受けた学校又は施設である場合は、この指定を取り消すことがある。 (以下略)